

石綿作業主任者とは

(労働安全衛生法 第14条、同法施行令第6条第23号)

石綿は、その吸入により肺がんや中皮腫等の重篤な健康被害を引き起こすおそれがあります。建築物解体等に従事する労働者が石綿の粉じん等により汚染されないよう、また、これらを吸入しないように作業の方法を決定して労働者を指揮し、保護具の使用状況を監視するなど重要な役割を担っています。

なお、選任すべき石綿を取り扱う作業は、石綿もしくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤等を取り扱う作業又は石綿等を試験研究のため製造する作業です。

※石綿作業主任者の資格は「建築物石綿含有建材調査者講習」及び「工作物石綿事前調査者講習」の受講資格にもなります。

《注意》平成18年3月31日までに「特定化学物質等作業主任者」の資格を取得された方は、平成18年4月1日以降も引き続き「石綿作業主任者」の資格も有しているものとみなされます。

しかし、平成18年4月1日に新設された「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了されても「石綿作業主任者」の資格とはみなされませんのでご注意ください。

【講習内容】

区 分	講 習 科 目	講習時間
学 科	健康障害及びその予防措置に関する知識	2時間
	作業環境の改善方法に関する知識	4時間
	保護具に関する知識	2時間
	関係法令	2時間
	修了試験	1時間

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義及び修了試験(日本語(漢字含む))となります。

【修了証】

全ての講習を受講し、修了試験に合格すると、修了証を交付いたします。